

相生川藻除去作業委託（その3）仕様書

1. 委託名 相生川藻除去作業委託（その3）
2. 履行場所 岡山市南区浦安南町地内ほか
3. 業務の目的 用水路内に繁茂している藻を除去することにより、通水機能を確保するため
4. 履行期間 契約日から令和7年11月14日まで
5. 業務内容及び方法
一般的事項
 - (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）に定めるところによるほか、本仕様書ならびに別紙委託数量総括表、図面等に基づき、かつ本市監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い、誠実に作業しなければならない。
 - (2) 受託者は、契約締結後、速やかに着手するとともに、着手前までに工程表（委託作業表）、業務責任者の届出を行い、承認を得ること。なお、監督員から作業実施計画書提出の指示があった場合、速やかに提出すること。
 - (3) 作業実施にあたっては、道路交通法第77条の規定に基づく所轄警察署長の許可を事前に受け、一般交通及び家屋等の出入りに対する支障を最小限にとどめるものとする。
 - (4) 作業箇所には、道路標識・防護柵等を設置し、交通量多量箇所には交通誘導員を配置し、交通安全については特に留意しなければならない。保安施設の設置については、保安施設設置基準によるものとし、道路使用許可条件を厳守し作業すること。
 - (5) 作業の実施等にあたり、施設・構造物等を損傷しないよう注意し、万一損傷・破損等を与えた場合は、監督員に届け出、速やかに復旧もしくは賠償しなければならない。
 - (6) 作業中の事故、その他による一切の損害について受託者の責任において処理すること。
 - (7) 本作業により発生した藻等はすべて即日、現場より取り除かれなければならない。なお藻等の搬出に際し公道等の路面汚濁防止に努め、汚れた道路面・家屋等は速やかに清掃すること。
 - (8) 明示のない事項及び不明瞭な点については、監督員の指示をうけること。
 - (9) 作業にあたっての写真撮影は、作業着手前・作業中・作業完了後に行い、施行地の全景及び施行状況の判別可能な近接写真を撮り、完了通知書に添付して提出のこと。
 - (10) 藻の除去処分量は処理施設への持込み量で30tまでとし、下記の水路内での除去作業期日までに予定数量に達しない場合は監督員と協議のうえ委託の変更対象とする。
- 補足事項
 - (1) 本作業により発生する水草等については、別紙仮置き場（南区築港緑町二丁目地内）に仮置きした後、当新田環境センター等への搬入を見込んでいる。なお、事前に処理施設の担当者と協議を行うこと。また、水草等は水を切ってから持ち込み、その伝票等を提出すること。
 - (2) 安全費として交通誘導警備員20人を見込んでいる。
 - (3) 重機の操作に加えて作業員を水路内に配置させて除去作業を行うこと。
6. その他
 - ・本作業中において疑義が生じたときは、発注者、受託者協議のうえ、決定する。
 - ・履行期間は令和7年11月14日までを見込んでいるが、水路内での藻除去作業は、令和7年10月下旬までに完了すること。
 - ・藻の繁茂状況により施工日程が変動する可能性があるため詳細な日程については監督員と協議すること。
 - ・流末については藻が流れないようにし、溜まった藻は回収すること。
 - ・該当町内会長、水利関係者及び沿線住民への周知を行ってから施工を開始すること。
 - ・別紙仮置き場を使用する際は発注者、施設管理者とよく協議の上、悪臭対策等必要な対策は講じること。
 - ・作業用機械（バックホウ）等を稼働させないときは、別紙重機仮置き場に仮置くこととする。また、点滅灯等で夜間においても視認性を確保しておくこと。